

# 官報号外

平成二十七年六月五日

## ○ 第百八十九回 参議院会議録第一一四号

平成二十七年六月五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十四号

平成二十七年六月五日

午前十時開議

第一 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律  
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院  
送付)

○本日の会議に付した案件

一、前衆議院議長衆議院議員町村信孝君逝去に  
つき哀悼の件

以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

前衆議院議長衆議院議員町村信孝君は、去る一  
日逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼  
の念に堪えません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。  
弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は、さきに衆議院議長として憲政の  
発揚につとめられました國務大臣としての重責  
にあたられました衆議院議員従二位桐花大綏  
章町村信孝君の長逝に対し つつしんで哀悼の  
意を表し うやうやしく弔詞をささげます

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、  
学校教育法等の一部を改正する法律案につい  
て、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。文  
部科学大臣下村博文君。

〔國務大臣下村博文君登壇、拍手〕

○國務大臣(下村博文君) 学校教育法等の一部を  
改正する法律案について、その趣旨を御説明申し  
上げます。

我が国が将来にわたり成長、発展を続け、一人  
一人の豊かな人生を実現するためには、子供の發  
達や学習者の意欲、能力等に応じた教育を実現す  
ることが急務です。

この法律案は、そうした教育の実現に資するよ  
う、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進する  
ため、小中一貫教育を実施することを目的とする  
義務教育学校の制度を設けるとともに、高等学校

義務教育学校の制度を設けるとともに、高等学校  
の専攻科の修了者について、大学に編入入学でき  
る制度を創設するものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明

申上げます。

第一に、新しい学校種としての義務教育学校の

創設についてあります。

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教

育として行われる普通教育を基礎的なものから一

貫して施すこと目的とし、義務教育学校における

教育は、この目的を実現するため、義務教育と

して行われる普通教育の目標を達成するよう行わ

れるものとしてあります。修業年限は九年とし、

前期課程及び後期課程に区分するほか、就学義

務、設置義務の履行等について必要な規定を設け

ることとしてあります。

第二に、義務教育学校の制度化に係る財政措

置についてあります。

公立の義務教育学校に関する教職員定数の算

定、教職員給与費及び施設費等に係る国庫負担に

ついては、現行の小学校及び中学校と同様の措置

を講ずることとともに、義務教育学校の教

員については、小学校の教員の免許状及び中学校

の教員の免許状を有する者でなければならないこ

ととしております。

第三に、高等学校等の専攻科修了者の大学への

編入学についてあります。

高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定め

る基準を満たすものを修了した者は、大学に編入

学できることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行なうこととして

おります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対

し質疑の通告がござります。順次発言を許します。

堀内恒夫君。

等の専攻科の修了者について、大学に編入入学でき  
る制度を創設するものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明  
申上げます。

第一に、新しい学校種としての義務教育学校の

創設についてあります。

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教

育として行われる普通教育を基礎的なものから一

貫して施すこと目的とし、義務教育学校における

教育は、この目的を実現するため、義務教育と

して行われる普通教育の目標を達成するよう行わ

れるものとしてあります。修業年限は九年とし、

前期課程及び後期課程に区分するほか、就学義

務、設置義務の履行等について必要な規定を設け

ることとしてあります。

第二に、義務教育学校の制度化に係る財政措

置についてあります。

公立の義務教育学校に関する教職員定数の算

定、教職員給与費及び施設費等に係る国庫負担に

ついては、現行の小学校及び中学校と同様の措置

を講ずることとともに、義務教育学校の教

員については、小学校の教員の免許状及び中学校

の教員の免許状を有する者でなければならないこ

ととしております。

第三に、高等学校等の専攻科修了者の大学への

編入学についてあります。

高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定め

る基準を満たすものを修了した者は、大学に編入

学できることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行なうこととして

おります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対

し質疑の通告がござります。順次発言を許します。

堀内恒夫君。

〔堀内恒夫君登壇、拍手〕

私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま  
議題となりました学校教育法等の一部を改正す  
る法律案について質問いたします。

教育は国家百年の計、人づくりは國づくりと言  
われています。

我が国は、主要先進国でもまれに見る速さで少  
子高齢化が進んでおり、グローバル化の進展に伴  
う国際競争の激化や、人・物・情報の国境を越え  
た流通が進んでいます。

こうした厳しい時代を生きる子供たちは、自ら  
の手で自らの人生を切り開くとともに、多様な価  
値観を受け入れ、共生していくことが求められま  
す。このため、十分な知識や技能を身に付け、思  
考力や判断力、表現力を磨き、主体性を持って多  
様な人々と協働することができるよう、子供の能  
力や可能性を引き出すとともに、自信を育む教育  
の実現が急務となつております。

そうした教育の実現には、学校教育制度の多様  
化及び弾力化が必要と考えますが、その意味で、  
力や可能性を引き出すとともに、自信を育む教育  
の実現が急務となつております。

今回の学校教育法の改正法はまさに時宜を得たも  
のと想います。

そこで、まず初めに、新しい学校の種類として  
の義務教育学校の創設についてお伺いします。

現行制度下でも、運用上の工夫によって小中一  
貫教育に取り組んでいる自治体は二百十一市町

村、取組の件数は千百三十件に上っています。こ  
れらの学校では、多様な異学年交流の拡充による  
自己肯定感の高まり、中一ギャップの緩和など、  
大きな成果が上がっています。また、現在の学制  
の原型が導入された当時に比べ、子供の身体的成  
長が約二年早期化しているほか、小学校への英語  
教育の導入を始めとして学習内容の高度化が進  
んでいます。

こうしたことから学校間連携や一貫教育が推進

されてきたものと考えますが、今回、改めて義務教育学校として制度化する目的について、文部科学大臣にお伺いいたします。

次に、高等学校等専攻科の修了者の大学編入学についてお伺いします。

高等学校専攻科については、地域のニーズに応じた多様な教育が展開されました。他方、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程の卒業生には大学への編入学が既に認められていますが、高等学校専攻科の修了者についてはこれまで認められていませんでした。

今回の制度改革は、今こちらでしっかりと勉強されている生徒にとって、進路選択の幅を広げる有意義な改正と考えます。編入学制度を設けるに当たっては、これらの生徒に対し高度な学びが提供されるよう、高等学校専攻科の教育水準の確保、向上とともに、受け入れ大学でもきめ細かく教育を提供していくことが重要であると考えます。

今後、文部科学省としてどのように取り組んでいくか、文部科学大臣にお伺いします。

安倍内閣は、教育再生を経済再生と並ぶ大きな改革の柱と位置付け、教育再生実行会議を中心として、これから日本にふさわしい教育体制を構築していくため、様々な改革を議論し、着実に実行しているところです。

政府案が成立することにより、更に各地域で教育再生の取組が積極的に進められることを期待しつつ、私の質問を終わります。

（国務大臣下村博文君登壇、拍手）

（国務大臣下村博文君登壇、拍手）

（国務大臣下村博文君登壇、拍手）

まず、義務教育学校を制度化する目的についてお尋ねがありました。

小中一貫教育については、これまでの各地での取組から、いわゆる中一ギャップの緩和や、学力、学習意欲の向上などに成果が現れている一方

で、現行では小中学校が別の組織であることから、迅速な意思決定や取組の継続性などの課題が指摘されていることを踏まえ、今回、一人の校長の下で九年間の教育を行う義務教育学校を制度化するものであります。これにより、運用上の課題が解消され、より効果的、効率的に小中一貫教育が実施できるようになると考えております。

次に、高校専攻科の教育水準の確保、受け入れ大学でのきめ細かい教育についてのお尋ねがあります。これにより、運用上の課題が解消され、より効果的、効率的に小中一貫教育が実施できるようになると考えております。

いざれも非常に重要であり、文科省としては、修了生を大学に編入学させる専攻科に対し、修業年限二年以上等の基準を設けること等を通じて教育水準を確保するとともに、大学に対しても、学生の実態に応じた教育プログラムをきめ細かく提供するなど、編入学者が大学教育に円滑に移行できるよう配慮を促してまいります。（拍手）

○議長（山崎正昭君） 那谷屋正義君。  
〔那谷屋正義君登壇、拍手〕

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会の那谷屋正義です。

まず、私の方からも、六月一日に御逝去された町村前衆議院議長の御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました学校教育法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

本題に入る前に、新国立競技場の建設設計画見直しついてお伺いいたします。

（国務大臣下村博文君登壇、拍手）

（国務大臣下村博文君登壇、拍手）

（国務大臣下村博文君登壇、拍手）

まず、義務教育学校を制度化する目的についてお尋ねがありました。

小中一貫教育については、これまでの各地での取組から、いわゆる中一ギャップの緩和や、学力、学習意欲の向上などに成果が現れている一方

に、東京都に対し約五百億円の負担を要請され、安倍総理には東京都が約五百八十億円を支出すべきと文書で提出されたとの報道もありました。それに対して舛添東京都知事は、総工費など開示されていないと文部科学省の対応を批判するなど、深刻な亀裂が生じつつあります。

オリンピック・パラリンピックの開催は、日本の価値を高め、再発進とともに、東日本大震災からの復興を確かなものとする絶好の機会になります。また、オリンピック・パラリンピックの意義をレガシーとして後世に伝えていかなくてはなりません。このような混乱した事態のまま建設を進めれば、新国立競技場が負の遺産にもなりかねません。

オリンピック・パラリンピックの開催に向け、新国立競技場の建設、東京都との協議を今後どのように進めるお考えか、下村大臣の見解を求めます。

さて、安倍政権は、経済再生と並ぶ我が国最重要課題として教育再生を掲げています。しかし

ながら、その実態は、トップダウン型のマネジメントを推し進める教育委員会改革、公設民営学校の創設を可能とする国家戦略特区法案、財政制度等審議会における度重なる教職員定数削減の提案など、経済優先、効率化重視の教育改悪ともいいます。

さて、安倍政権は、経済再生と並ぶ我が国最重要課題として教育再生を掲げています。しかし

ながら、その実態は、トップダウン型のマネジメントを推し進める教育委員会改革、公設民営学校の創設を可能とする国家戦略特区法案、財政制度等審議会における度重なる教職員定数削減の提案など、経済優先、効率化重視の教育改悪ともい

ます。

さて、私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました学校教育法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

本題に入る前に、新国立競技場の建設設計画見直しついてお伺いいたします。

（国務大臣下村博文君登壇、拍手）

（国務大臣下村博文君登壇、拍手）

（国務大臣下村博文君登壇、拍手）

下村大臣、政府が断行する教育再生は、子供の学びや育ちを最優先したものであると胸を張つて言なうことができますか、明確な答弁を求めます。

義務教育学校が制度化されると、義務教育段階において、現行の小学校、中学校と並んで別の種類の学校が併存することになります。このような義務教育の複線化が学校間格差や地域間格差につながり、公教育の平等性、教育の機会均等を阻害するすることが懸念されます。

義務教育学校の創設については、平成二十四年の中央教育審議会の作業部会の議論においても、どの学校においても、ひとしく学びが保障されることが原則であると考えますが、下村大臣の見解を求めます。

義務教育学校の創設について、平成二十四年の中央教育審議会の作業部会の議論においても、子供たちの人間関係の固定化やエリート校化につながるとの懸念も指摘をされ、制度化に至らなかつた経緯があります。

昨年の中央教育審議会答申では、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効と判断した場合に円滑に導入できる環境づくりのための制度化としていますが、これまで、全国で千百三十校が既に一貫校としてある中、小中連携の取組は地域の実情に合わせて行われております。現場は、子供たちの学びの継続について配慮し、工夫してきています。

学びの節目、子供の負担、教職員の多忙化、免許の在り方等、課題が山積しています。先行事例

に関する教育学的、心理学的側面からの十分な検証、分析もない中で、拙速に義務教育学校を制度化する必要があるのでしょうか。

義務教育は子供が生きるための基礎を培う場であることから、その制度改正に当たっては、より慎重に判断すべきであると考えますが、下村大臣の明確な答弁を求めます。

我が国では、急速な少子高齢化、人口減少を背

官 報 (号 外)

景に、学校規模の縮小、統廃合が問題となつています。小学校同士又は中学校同士の横の統合については地域住民の反対が強いことから、小中一貫教育を行う、という名目で小学校と中学校による縦の統合を進め、地域住民の反対をかわそうとしているのではないかという声も多く出ています。

文部科学省は、本法律案提出に先立ち、約六年ぶりに統廃合の基準を見直すとともに、学校の適正配置についての手引を公表しています。

下村大臣、義務教育学校の制度化が学校統廃合の促進を狙いとするものではないと言いたい切れますか、お答えください。

政府は、義務教育学校の創設の根拠として中一ギャップの解消を掲げています。しかしながら、中一ギャップの原因の一つとされる小学校と中学校の学習環境の違いに着目するのであれば、義務教育学校を創設しなくとも、小中学校の教育課程を連携していくことなどの対応により中一ギャップを緩和することは可能です。

一方で、小学校から中学校への環境の変化は子供の成長にとって必要であるという考え方があります。小学校六年生は最高学年として下級生の憧れの存在となり、リーダーとしての自覚や役割を持ちます。そして、中学一年生になり、中学生らしさを期待される中で、小学生とは異なる自分を意識し振る舞うようになります。小学校から中学校に向けての不安や期待は、子供の発達や成長を促す好機でもあるのです。また、中学校に進學し、新たな環境や人間関係の中で、新しい自分になりたい、再出発したいという子供がいることも忘れてはなりません。

九年間の小中一貫教育に当たつては、人間関係が固定化することによる悪影響も課題として指摘をされていますが、どのような対応策をお考えでしょうか。下村大臣の見解をお聞かせください。

続いて、教職員の負担軽減について伺います。

文部科学省の調査によれば、小中一貫教育の課

題として、教職員の負担感、多忙感の解消、小中の教職員間での打合せ時間の確保、小中合同の研修時間の確保が上位に挙げられており、制度導入に伴う教職員の負担軽減は重大かつ喫緊の課題です。義務教育学校に限らず、新しい制度を導入すれば、必ず教職員の負担は増え、多忙化に拍車が掛かります。現場の教職員の方々からは、これまで、小中一貫校設置に当たって、十分な支援体制もないまま現場に丸投げされているという悲鳴にも似た声が寄せられています。

本法律案においては、教職員の負担軽減策に関しては何の対策も示されておらず、学校現場は不安でいっぱいです。教職員配置の充実や負担軽減策、設置に当たっての指針や手引の作成などが必要とを考えますが、いかがですか。下村大臣、教職員の負担軽減に向けてあらゆる支援策を講じていらっしゃる決意がおありかどうか、お聞かせください。

中一ギャップの解消も含め、現在指摘されている義務教育段階での課題は、教員の負担を軽減するとともに、教員が一人一人の子供と向き合う時間的、精神的余裕を取り戻すことで初めて解決されるべき課題です。

政府が義務教育学校創設の効果として掲げる学力の向上については、六三制という制度の問題ではありません。少人数学級やチームティーチングの推進等により、授業の質を高めることこそが重要なことです。

その一方で、我が国の教員の勤務時間は、OECDの調査からも明らかのように、国際的に見ても非常に長いことが知られています。近年、じめ問題や、特別支援教育、貧困家庭への対応など、学校現場を取り巻く環境は複雑化、困難化しております。教員の多忙化はますます加速していま

が、これは学校現場の実情を無視した机上の空論にすぎず、怒りを禁じ得ません。

また、政府は、教職員の負担軽減のため、チー

ム学校を推進し、スクールカウンセラーやスケ

ルソーシャルワーカー等の外部人材を活用するとあります。一方で、教育予算削減のため非常勤の外部人材を安く使えばよいという思想があるとすれば言語道断です。義務教育費の安易な削減は我が国の将来に禍根を残すことになります。

衆参両院の委員会で教職員定数の充実に関する決議が採択されました。そのことの重みも踏まえ、下村大臣の決意をお尋ねいたします。

続いて、教員免許についてお伺いします。

本法律案においては、義務教育学校の教員免許状で中学校段階に相当する前期課程の、中学校の免許状で小学校段階に相当する後期課程の指導を可能とするとの経過措置を設けるとともに、もう一方の免許状が取得しやすくなるよう取得要件の緩和を検討するとしています。

このような措置は、今回の制度設計自体が万全ではなく、時期尚早であることを露呈しており、教員免許制度の形骸化や信頼性を損なうことにつながるのではないかでしょうか。教員免許とはそんなに軽いものなのでしょうか。

今後、一方の免許状のみを持つ教職員に対し、併有を強制する動きにつながりかねないと考えま

すが、下村大臣の見解を伺います。

また、この際、予算と労力を浪費するだけで、結果として教員になろうという意欲をそぐことに併有を強制する動きにつながります。

冒頭に申し上げましたとおり、財政制度等審議会において、平成三十六年までに約四万二千人の教職員の合理化が可能との試算が示されました。

近年、教育格差の解消が重要な政策課題となつ

ていますが、私は、義務教育学校の制度化が更なる教育格差の拡大を引き起こすのではないかとの疑念を払拭することができません。

教育課程の特例を活用して実施されている小中一貫教育の先行事例を見ると、小学校高学年での英語教育の早期実施など学習内容の前倒しが行われている例があります。

政府は、義務教育学校は就学指定の対象とし、入学者選抜は行わないと説明していますが、特

に、学校選択制の下で義務教育学校が設置された場合には、中高一貫教育を行う中等教育学校と同様に、法令上は学力検査は実施しないとされています。しかし、中高一貫教育を行っている場合にもかかわらず、事実上の入学試験を行う工業高校となる可能性は否定できないのではないか

でしようか。

下村大臣、そのような心配は杞憂であると断言することができますか、明確にお答えください。

学校は地域コミュニティーの核となるべきもの

です。民主党は、地域全体で子供の学び、育ちを

支援していくことが重要であると考えています。

地域において義務教育学校を設置する場合には、自治体は、地域の方々との意見交換を十分に行うとともに、説明責任をしっかりと果たさなくてはなりません。学校統廃合と併せてトップダウンで設置の判断が下されるなどということのない

よう制度的な担保が必要であると考えますが、下

村大臣、具体策をお示しください。

終わりに、政府に対しては、義務教育学校の制度化が教育の機会均等を阻害し、格差を拡大する教育改悪とならないよう、あらゆる措置をお願いするとともに、地域の子供は地域で育てるという理念を具現化する契機となるよう、また、現場で頑張る教職員を後押しする制度となるよう、私も引き続き全国の教育関係者とともに努力していくことを表明して、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣下村博文君登壇、拍手〕  
○國務大臣(下村博文君) 那谷屋議員から十一の質問がありました。

最初に、国立競技場の建設等についてお尋ねがありました。

国立競技場の整備については、文部科学省として、実施主体である日本スポーツ振興センターへの職員派遣等の支援を行つておりますが、今後とも緊密に連携を図り、本年秋の着工、二〇一九年春の竣工に万全を期してまいります。

また、その費用については、多様な財源の確保に努めるとした閣議了解を踏まえ、国費、スポーツ振興ぐじによる財源の活用のほか、東京都に対し一部負担を要請しているところであり、今後、調達手続の進捗を踏まえ、丁寧な説明を行うなど、理解が得られるよう努めてまいります。

次に、安倍政権の教育再生についてのお尋ねであります。そもそも教育の役割は、個々人の潜在能力を最大限に引き出し、互いを認め合い、社会に貢献しながら自己実現を図ることにより、一人一人が幸福に、より良く生きられるようするための手立てを提供することです。

安倍内閣として、その実現のために様々な改革に取り組んでいるところであり、決して教育予算の削減を目的とするものではありません。今後とも、安倍政権の最重要課題である教育再生の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

次に、義務教育学校と教育の機会均等についてのお尋ねですが、社会で自立的に生きる基礎を養う義務教育段階では、機会均等が特に強く要請されます。この点、義務教育学校は、小学校の学習指導要領が準用され、その内容項目を網羅して教育活動を行なうなど、小中学校と異なる内容、水準の教育を施す学校ではありません。

今回の制度化により、小中一貫教育を通じた学

校の努力による学力水準の向上や、学校段階間の接続に関する優れた取組の普及による公教育全体

の水準向上は期待をしておりますが、教育の機会均等を阻害するものとは考えておりません。

次に、制度化が拙速ではないかとのお尋ねであります。

小中一貫教育については、全国各地で数多くの実践が行われ、顕著な成果が報告されるとともに実施上の課題に関する効果的な解消策も蓄積されております。

一方、現在、小中学校が別々の組織として設置されていることからくる様々な運用上の課題が指摘されており、学校現場からも義務教育学校の制度化が要望されていたところであります。

このような状況を踏まえ、教育再生実行会議や中央教育審議会において、全国実態調査も行いつつ、慎重かつ丁寧な議論をし、今回の制度化を判断したものであります。

次に、人間関係の固定化についてのお尋ねであります。

小中一貫教育については、これまでの実践から、いわゆる中一ギャップの緩和等、顕著な成果が報告される一方、指摘されている課題への効果的な対応策も蓄積されております。

こうした現場の実態を踏まえ、中央教育審議会答申では、人間関係の固定化について、多様な教職員が子供と関わり、多面的な評価を行う体制の構築が効果的であるとしております。

文科省としては、この答申の趣旨に沿つて、優れた取組事例の積極的な周知や、小中一貫教育を効果的に行なうための指導体制の確保を図つてまいります。

次に、教職員の負担軽減策についてのお尋ねであります。小中一貫教育を取り組んできた学校からは、教職員の負担増の解消が課題として挙げられております。このうち、小中学校が別の組織であることに起因する課題は、今回の義務教育学校の制度化により解消され、また、校内組織や会定の手続の一つとして行われるものであり、特定

議の元化などにより、従来より業務を効率化させることができます。

他方、九年間を見通した指導を行うに当たっては、従来の小中学校にはない新たな業務が生じる場合もあると考えられます。文科省としては、総括担当の副校長、教頭の配置や、負担軽減の好事例の提供等の支援策を講じてまいります。

次に、義務教育費の削減についてのお尋ねであります。義務教育費の削減についての御意見ではありますが、いじめや特別支援教育など、学校現場の課題は大幅に増加、複雑困難化しており、これまで以上にきめ細やかな対応が必要となつております。また、グローバル社会に対応する主体的、協働的な学びであるアクティブラーニングのための指導体制の充実も必要であります。

文科省としては、これらの課題への対応や新たな教育の実現を目指し、さきの参議院文教科学委員会及び衆議院文部科学委員会における御決議の御趣旨も十分に踏まえ、教職員定数の確保を始め義務教育環境の充実に努めてまいります。

文部科学省としては、教育職員免許制度も十分に踏まえ、教職員免許を始め義務教育環境の充実に努めてまいります。

次に、教員免許のお尋ねであります。

義務教育学校の教員については、教育職員免許法の趣旨を踏まえ、小中免許状の併有を原則とした上で、当分の間、経過措置を設け、制度の円滑な推進に取り組むこととしております。これに沿つて、両免許状の併有者をどの程度確保するかは、各地域で各々の実情を踏まえ判断することになります。

また、教員免許更新制については、教員が資質、能力を保持する上で今後とも必要な制度であり、引き続き充実に努めてまいります。

次に、エリート校化の懸念についてのお尋ねがありました。

市町村立の義務教育学校は、小中学校と同様に、就学指定の対象とすることを予定しております。入学者選抜は行われません。

また、いわゆる学校選択制は、あくまで就学指定期の手続の一つとして行われるものであり、特定

の学校に入学希望者が集中した場合の調整に当たっては、就学指定の基本的な仕組みを踏まえ、学力による入学者選抜が行われることはないことから、エリート校化するおそれがあるとは考えておりません。

最後に、地域との連携についてのお尋ねであります。

地域とともにある学校づくりの観点から、義務教育学校の導入に当たっては、保護者、地域住民と新たな学校づくりに関するビジョンを共有し、理解と協力を得ながら進めていくことは重要なことであります。

義務教育学校の設置に際し、学校設置条例の改訂に当たっては、住民の代表で構成される地方議会の議決を経る必要があることから、トップダウンで設置の判断が行われることにはならないと考えられます。

義務教育学校の設置に際し、学校設置条例の改訂に当たっては、住民の代表で構成される地方議会の議決を経る必要があることから、トップダウンで設置の判断が行われることにはならないと考えられます。

文科省としては、施行通知や説明会等を通じて、これらの事柄を周知徹底するとともに、優れた取組事例を積極的に収集し、情報提供してまいります。

以上であります。(拍手)  
○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔魚住裕一郎君登壇、拍手〕

○魚住裕一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

官 報 (号 外)

本法律案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外すること可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定を整備する等所要の法整備を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、施行三年後の見直し規定の追加が行われております。

委員会におきましては、長期間の審判を要する事件等を裁判員裁判対象事件から除外する趣旨、裁判員等選任手続の辞退率、出席率の現状と対策、裁判員等の守秘義務の在り方、裁判員裁判の対象の範囲、刑事裁判における裁判員や犯罪被害者等への配慮、小規模な合議体による裁判員裁判の利活用等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党の仁比委員より、長期間の審判を要する事件等の裁判員裁判対象事件からの除外に係る改正規定の削除等を内容とする修正案が提出されました。

これに伴い、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、政府としては修正案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の仁比委員より修正案に賛成し、原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本法律案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外すること可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定を整備する等所要の法整備を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、施行三年後の見直し規定の追加が行われております。

委員会におきましては、長期間の審判を要する事件等を裁判員裁判対象事件から除外する趣旨、裁判員等選任手続の辞退率、出席率の現状と対策、裁判員等の守秘義務の在り方、裁判員裁判の対象の範囲、刑事裁判における裁判員や犯罪被害者等への配慮、小規模な合議体による裁判員裁判の利活用等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党の仁比委員より、長期間の審判を要する事件等の裁判員裁判対象事件からの除外に係る改正規定の削除等を内容とする修正案が提出されました。

これに伴い、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、政府としては修正案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の仁比委員より修正案に賛成し、原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第一 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長谷合正明君。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

平成二十七年六月五日

参議院議長第二十四号

議長の報告事項

議長の報告事項  
一昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

総務委員

古賀友一郎君  
未松 信介君  
蓮 航君  
孝君山下 雄平君  
井原 巧君  
金子 洋一君

法務委員

吉田 治子君  
江崎 孝君  
水橋 伸君  
前田 武志君森屋 宏君  
小坂 憲次君  
高野 光二郎君

外交防衛委員

井原 巧君  
中泉 松司君  
羽田 雄一郎君  
藤田 幸久君高野 光二郎君  
前田 武志君  
山本 博司君

財政金融委員

杉 久武君  
中泉 松司君  
羽田 雄一郎君前田 武志君  
福山 哲郎君  
山本 博司君

厚生労働委員

長峯 誠君  
石橋 通宏君  
哲郎君高野 光二郎君  
古賀友一郎君  
筋君

農林水産委員

辞任 石橋 通宏君  
小坂 久武君  
前田 武志君福山 哲郎君  
高野 光二郎君  
筋君

経済産業委員

辞任 小坂 久武君  
世耕 弘成君  
高野 光二郎君農林水産委員  
厚生労働委員  
財政金融委員高野 光二郎君  
前田 武志君  
山本 博司君

副大臣

文部科学副大臣

文部科学大臣

丹羽 秀樹君

高野光二郎君  
辞任農林水産委員  
厚生労働委員  
財政金融委員高野光二郎君  
前田武志君  
山本博司君

國務大臣

法務大臣

下村 博文君

佐藤 幸久君

藤田 幸久君  
大久保 勉君  
足立 信也君農林水産委員  
厚生労働委員  
財政金融委員高野光二郎君  
前田武志君  
山本博司君

国務大臣

法務大臣

高市 上川 博文君

藤田 幸久君

高野光二郎君  
大久保 勉君  
足立 信也君農林水産委員  
厚生労働委員  
財政金融委員高野光二郎君  
前田武志君  
山本博司君

官 報 (号 外)

め、法教育や裁判員制度の意義及び内容に関する広報啓発活動を拡充し、裁判員経験者の体験を広く国民が共有できるよう努めること。

### 三 裁判員の心理的負担を緩和するための方策の推進及び裁判員等の守秘義務の範囲の明確化について

更に取り組むとともに、裁判員制度の運用を注視しつつ、守秘義務の在り方全般にわたりて引き続き十分な検討を行うこと。

### 四 地方公共団体、企業等との協力体制を強化して、特別な有給休暇制度の導入や託児介護施設の優先的利用等、仕事や家庭を持つ国民が裁判員等として活動しやすい環境の整備について更に積極的に取り組むこと。

五 本法附則に基づく三年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行われることの重要性を踏まえ、裁判員経験者、犯罪被害者、法廷通訳人などの裁判員裁判関係者の意見が反映されるようにすること。

六 当該検討に当たっては、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基礎をより強固なものとして確立する観点から、裁判員制度の対象の範囲、死刑事件についての裁判員制度の在り方、公判前整理手続の在り方等について着目し、十分な検討を行うこと。右決議する。

### 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一 部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

平成二十七年五月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 大島 理森

(小字は衆議院修正)  
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一  
部を改正する法律案

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一  
部を改正する法律案

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のようにより改正する。

第二条第一項中「次条」の下に「又は第三条の二」を加え、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(対象事件からの除外)」を付し、同条第一項中「畏怖」を「畏怖」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三条の二 地方裁判所は、第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

一 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

二 第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭した。

第三十三条の二 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項(同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下この条において同じ。)を明らかにしてはならない。

第三十四条の二 裁判長は、前項に規定する裁判員等選任手続が困難であると認めるとき、前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

第三十五条の二 裁判長は、前項の規定による告知を受けた裁判員候補者は、あらかじめ、当該第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聽かなければならない。

第三十六条第八号に次のように加える。

3 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聽かなければならない。

第三十七条第八号に次のように加える。

3 前項の規定による告知を受けた裁判員候補者は、当該裁判員候補者であつた者は、裁判員等選任手続において知つた被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。

第三十八条第二号中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を、「事件」の下に「又は同項の合議体で取り扱うべき事件」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第三十九条第五項中「おける」の下に「第二十七条の二」を、「ついては」の下に「第二十七条の二中「前条第一項本文」とあるのは「第九十七条第二項」と、「第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者」とあるのは「同条第一項に規定する選任予定裁判員」と、「前条第一項の」とあるのは「同条第二項」と、「」を加える。

第三十九条の二 附 則

第一項の施行期日

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。  
(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「新法」という。)第三十三条第三項中「次条第四項」を「第三十四条第六項まで」の下に「並びに前条」を加える。

六条第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に開始された裁判員及び補充裁判員の選任のための手続並びに選任予定裁判員の選定のための手続について適用する。

(検討) 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする。

## 審査報告書

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成二十七年六月四日

総務委員長 谷合 正明  
参議院議長 山崎 正昭殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和することも、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

## 二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。  
一、郵政民営化法の規定に基づき、日本郵政株式

会社及び日本郵便株式会社がユニバーサルサービスとして、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡単に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に發揮されるよう、これらの責務の履行の確保を図るために必要な支援及び環境整備を行うこと。

二、郵政三事業において、サービスの公共性に鑑み、適正な雇用環境や健全な事業基盤が確保されるよう配意すること。

三、信書の制度に関する利用者の理解及び認識を深めるため、関係事業者等と連携し、適切な周知を図ること。

## 右決議する。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月二十九日

参議院議長 山崎 正昭殿  
衆議院議長 大島 理森

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

(郵便法の一部改正)  
第一条 郵便法(昭和二十二年法律第六百六十五号)の一部を次のように改定する。  
第六十七条第一項中「もの」の下に「及び第五

項の規定により届け出るべきもの」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

第十八条中「料金」の下に「同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。」を加える。

第五十一条第一号中「第三十三条」を「第三十条第二項」に、「第四十五条又は第四十六条」を「第五十条中「第四十四条第二項」を「第四十五

条第二項」に、「第四十五条又は第四十六条」を「第五十一条」とし、「第四十九条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四

五十二条とし、第四十六条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四

八条とする。

第四十六条第一号及び第四号から第八号までの規定中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条第九号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第十号中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条を第

四十七条とする。

第四十五条中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条を第四十六号とし、第四十四条を第五項」を「第六十七条第七項」に改める。

第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」、「第四十一条」を「第三十五条」、「第四十三条」に、「第四十三条」、「第五十一条」を「第四十

四条」、「第五十二条」に改める。

第二条第七項第一号中「九千円」を「七千三百円」に改め、同項第三号

中「一千円」を「八百円」に改める。

第二条第七項第一号中「九千円」の下に「(一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第一号において同じ。)」を加え、同条第二項中「(総務省令で定める料金を除く。第二十七条第一号において同じ。)」を削る。

第三条 第三十三条第三項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとすると

第三十七条を第三十八条とし、第三十四条から第三十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十三条中「第十七条」を削り、「第十九条第三項中」の下に「[第七条第一項]とあるのは〔第二十三條第一項〕と」と加え、第三章中同条を第三十四条とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(信書便約款)

第三十三条 特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める事項に係るもの)を除く)について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む)において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条及び

第七条の規定は、公布の日から施行する。

(審議会等への諮問)

島田 三郎君  
未松 信介君  
関口 昌一君  
伊達 忠一君  
高橋 克法君  
滝波 宏文君  
柘植 芳文君  
鶴保 康介君  
豊田 俊郎君  
中川 雅治君  
中西 祐介君  
豊田 俊君  
中泉 松司君  
中曾根 弘文君  
塙田 一郎君  
堂故 茂君  
酒井 安伊子君  
世耕 弘成君  
渡辺 求君  
武見 敬三君  
滝沢 求君  
伊達 宏文君  
岸谷 仁彦君  
山本 聰志君  
佐藤 大君  
小坂 熊谷  
上月 憲次君  
佐藤 良祐君  
庸行君  
北川イッセイ君  
小泉 昭男君  
佐藤 鴻池  
昭子君  
古賀友一郎君  
祥肇君  
正久君  
吉川ゆうみ君  
若林 健太君  
足立 渡辺  
有田 芳生君  
石橋 通宏君  
森屋 宏君  
山崎 力君  
山田 修路君  
山谷えり子君  
山本 順三君  
吉田 博美君  
脇 雅史君  
磯崎 哲史君

第七条の規定は、公布の日から施行する。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

島田 三郎君  
未松 信介君  
関口 昌一君  
伊達 忠一君  
高橋 克法君  
滝波 宏文君  
柘植 芳文君  
鶴保 康介君  
豊田 俊郎君  
中川 雅治君  
中西 祐介君  
豊田 俊君  
中泉 松司君  
中曾根 弘文君  
塙田 一郎君  
堂故 茂君  
酒井 安伊子君  
世耕 弘成君  
渡辺 求君  
武見 敬三君  
滝沢 求君  
伊達 宏文君  
岸谷 仁彦君  
山本 聰志君  
佐藤 大君  
小坂 熊谷  
上月 憲次君  
佐藤 良祐君  
庸行君  
北川イッセイ君  
小泉 昭男君  
佐藤 鴻池  
昭子君  
古賀友一郎君  
祥肇君  
正久君  
吉川ゆうみ君  
若林 健太君  
足立 渡辺  
有田 芳生君  
石橋 通宏君  
森屋 宏君  
山崎 力君  
山田 修路君  
山谷えり子君  
山本 順三君  
吉田 博美君  
脇 雅史君  
磯崎 哲史君

第七条の規定は、公布の日から施行する。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十二条 総務大臣は、この法律の施行前における

法」という。)第二条第七項第三号の総務省令による信書の送達に関する法律(以下「新信書便法」という。)第二条第七項第三号の総務省令の制定及び新信書便法第三十三条第三項に規定する標準信書便約款の制定のために、第二条の規定による改正前の民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「旧信書便法」という。)第三十七条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の郵便法第六十七条第一項の規定により届け出た郵便に関する料金であつて第一条の規定による改正後の郵便法第六十七条第五項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧信書便法第三十三条において準用する旧信書便法第十七条第一項の規定により認可を受けている信書便約款は、新信書便法第三十三条第一項の規定により認可を受けた信書便約款とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧信書便法第三十三条において準用する旧信書便法第十一条第一項の規定による信書便約款の認可の申請は、新信書便法第三十三条第一項の規定により認可を受けた信書便約款とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

## 官報(号外)

平成二十七年六月五日

参議院会議録第二十四号

投票者氏名

川田	小野	若松	山本	矢倉	浜田	河野	荒木	柳田	藤本	前田	藤末	廣田	羽田雄一郎君	芝	郡司	小見山幸治君	風間	尾立	江崎
龍平君	次郎君	謙維君	博司君	克夫君	昌良君	秀規君	久武君	義博君	穎君	真治君	祐司君	健三君	喜史君	博一君	彰君	神本美恵子君	直樹君	源幸君	小川

儀間	光男君	片山虎之助君	東	横山	山本	平木	西田	長沢	秋野	牧山ひろえ君	福山	林久美子君	白真勲君	櫻井充君	北澤洋之君	金子洋一君	江田敏夫君	五月君
		徹君	信一君	香苗君	大作君	仁智君	実仁君	廣明君	佐々木さやか君	安井美沙子君	藤田俊一君	前川清成君	水岡俊一君	難波直嶋君	田中直紀君	小西俊美君	大久保耕平君	大塚敏幸君

磯崎	仁彦君	石井みどり君	浩郎君	正弘君	昌宏君	石井	石井	赤石	青木	阿達	一彦君	愛知	市田忠義君	吉良よし子君	寺田	寺田	寺田	寺田
		井原	巧君	清美君	誠章君	有村	赤池	一彦君	雅志君	雅志君	一彦君	治郎君	大門寒紀史君	仁比聰平君	主濱	主濱	主濱	主濱

磯崎	陽輔君	一五六名	出、衆議院送付)	賛成者氏名	反対者氏名	日程第二 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提	井上	倉林	紙	田村	倉林	吉田	谷	荒井	奥石	山口	江口	中山	松沢	江島	清水	
				磯崎	仁彦君		哲士君	智子君	明子君	智子君	孝太郎君	亮子君	忠智君	克彦君	恭子君	克彦君	和之君	茂君	勇一君	貴之君	典城君	義行君

松村	牧野たかお君	祥史君	松村	堀内	古川	馬場	羽生田	長峯	中川	豊田	鶴保	柘植	滝波	島村	伊達	世耕	高橋	佐藤	酒井	島尻安伊子君	北川イッセイ君	太田房江君	岩城	
	恒夫君				芳正君	成志君	俊君	浩太郎君	雅治君	俊郎君	芳文君	宏文君	信秋君	良祐君	忠一君	弘成君	克法君	庸行君	憲次君	大君	二郎君	秀久君	潔君	江島

松山	政司君	新平君	昇治君	嚴君	人君	舞立	堀井	藤川	橋本	野村	西田	中原	中泉	堂改	塚田	高階恵美子君	島田	木村	北村	片山さつき君	大家敏志君	泰正君	岩井
																信介君	昭子君	経夫君	義雄君	昭男君	泰正君	通子君	茂樹君

荒井	主濱	薬師寺みちよ君	了君																				

平野	谷	中西	浜田	中野	田中	山口	寺田	若松	小野	川田	真山	井上	寺田	若松	小野	川田	渕邊	吉田	山本	丸山	三原じゅん子君	和也君	
	達男君	健治君	和幸君	正志君	和幸君	義行君	典城君	謙維君	秀規君	克夫君	昌良君	茂君	勇一君	貴之君	博司君	次郎君	博美君	修路君	宏君	珠代君	敏栄君	周司君	宮本

官報(号外)

平成二十七年六月五日 參議院會議錄第二十四号 投票者氏名

反対者氏名

七二名

足立 信也君	有田 芳生君	石橋 通宏君	江崎 孝君	小川 勝也君	江崎 尾立 源幸君	大島 九州男君	大野 元裕君	風間 直樹君	神本 美恵子君	郡司 彰君	小見山 幸治君	芝 博一君	那谷屋 正義君	羽田 雄一郎君	西村 まさみ君	廣田 順三君	市田 増子	蓮 柳田	森 木	前 田	藤 末	藤 本	那 田	津 田	長 浜	浜 野	西 村	高 田	大 仁	太 郎	又 市	山 本																	
石上 俊雄君	小川 敏夫君	磯崎 哲史君	江田 五月君	大久保 勉君	加藤 耕平君	北澤 敏幸君	金子 洋一君	小西 北澤君	櫻井 榛葉賀津也君	田中 直紀君	田 德永	直嶋 正行君	白 難波	林 久美子君	野 田	藤 田	牧 山	水 岡	吉 川	安井 美沙子君	沙織君	哲士君	眞治君	輝彦君	祐司君	健三君	一君	喜史君	元裕君	直樹君	雄一郎君	まさみ君	順三君	増子	柳田	木	前田	藤末	藤本	那田	津田	長浜	浜野	西村	高田	大仁	太郎	又市	山本
相原 久美子君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	江田 五月君	大久保 勉君	加藤 耕平君	北澤 敏幸君	金子 洋一君	小西 北澤君	櫻井 榛葉賀津也君	田中 直紀君	田 德永	直嶋 正行君	白 難波	林 久美子君	野 田	藤 田	牧 山	水 岡	吉 川	安井 美沙子君	沙織君	哲士君	眞治君	輝彦君	祐司君	健三君	一君	喜史君	元裕君	直樹君	雄一郎君	まさみ君	順三君	増子	柳田	木	前田	藤末	藤本	那田	津田	長浜	浜野	西村	高田	大仁	太郎	又市	山本

明治二十九年三月三十一日  
郵便物認可

発行所	二東京一 独立行政法人 日本郵政株式会社 行政法 人國立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定額	本号一部 (本体 一一〇円)